

第6章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域などの設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

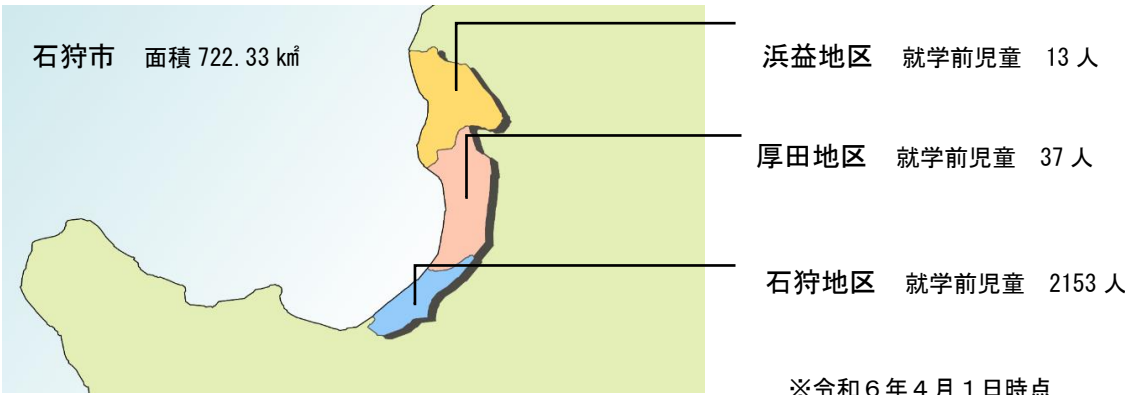
本市においては、地理的条件、人口、交通事情のほか、平成17年10月に石狩市と合併した厚田村と浜益村の地域においては、特色ある地域づくりに取り組んでいることを踏まえ、石狩、厚田、浜益の旧行政区域を教育・保育提供区域として設定します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

利用者が日常的に利用する事業や施設を設置して実施する事業については、教育・保育提供区域と同じ区域に設定することとし、必ずしも区域内に施設等を設置する必要性が低い事業については、市全域で設定することとします。

1. 利用者支援事業	9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
2. 延長保育事業	10. 子育て世帯訪問支援事業
3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	11. 地域子育て支援拠点事業
4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	12. 一時預かり事業
5. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	13. 病児保育事業（病児・病後児）
6. 子育て短期支援事業	14. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
7. 乳児家庭全戸訪問事業	15. 産後ケア事業
8. 養育支援訪問事業	16. 妊婦健康診査

<区域>



【区域ごとに設定する事業】

- ・教育・保育事業（1号認定、2号認定、3号認定） ※1
- ・延長保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【市全域で設定する事業】

- ・利用者支援事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ・子育て短期支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・産後ケア事業
- ・妊婦健康診査

※1 教育・保育給付の対象施設と認定区分

支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる教育・保育施設等
1号認定	3～5歳	無し	認定子ども園（幼稚園部）、幼稚園、へき地保育所 ※地域型保育事業所
2号認定	3～5歳	有り	認定子ども園（保育所部）、へき地保育所 ※地域型保育事業所
3号認定	0～2歳	有り	認定子ども園（保育所部）、へき地保育所 ※地域型保育事業所

教育・保育施設等を利用するためには、市町村から認定（保育の必要性、支給認定区分、保育必要量※）を受ける必要があります。認定後、支給される施設型給付費は個人給付を基礎とし、利用施設が市町村から法定代理受領する仕組みとなっています。

※保育必要量

教育標準時間：概ね4時間（施設の定めにより異なる）

保育標準時間：最長11時間のなかで必要な時間（就労時間が月120時間以上の場合）

保育短時間：最長8時間のなかで必要な時間（就労時間が月64時間以上120時間未満の場合）

※地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、及び事業者内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業。

2. 子どもの人口の見通し

児童数は、コーホート変化率法により推計しました。前計画期間中(令和2年度～令和6年度)においては、宅地需要の増加や市内の宅地開発が進んだことにより、想定よりも就学前児童数が増加して推移しました。今後においては、市全体の宅地需要は落ち着いてくると見込んでいますが、緑苑台地区においては宅地開発により宅地供給が進むことから、引き続き宅地需要が継続する見込みです。就学前児童数としては市全体で、令和9年度までは増加し、その後減少すると見込まれます。

なお、他の計画における人口推計とは手法が異なることから、他の計画の推計値とは必ずしも一致しません。

各年4月1日現在

合 計							石狩地区						
年齢	R6年度 (参考)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年 度 (2028)	R11年 度 (2029)	年齢	R6年度 (参考)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年 度 (2028)	R11年 度 (2029)
0歳	275	288	290	320	290	290	0歳	272	282	284	314	284	284
1歳	329	312	334	356	356	327	1歳	324	308	326	348	348	319
2歳	362	353	341	372	379	379	2歳	351	348	337	364	371	371
3歳	378	382	376	379	391	398	3歳	372	371	371	375	383	390
4歳	425	393	404	418	395	406	4歳	412	387	392	413	391	398
5歳	434	434	407	420	428	406	5歳	422	422	400	409	423	402
0～2小計	966	953	965	1,048	1,025	996	0～2小計	947	938	947	1,026	1,003	974
3～5小計	1,237	1,209	1,187	1,217	1,214	1,210	3～5小計	1,206	1,180	1,163	1,197	1,197	1,190
0～5小計	2,203	2,162	2,152	2,265	2,239	2,206	0～5小計	2,153	2,118	2,110	2,223	2,200	2,164
6～8小計	1,437	1,388	1,401	1,353	1,332	1,331	6～8小計	1,411	1,359	1,366	1,322	1,302	1,308
9～11小計	1,460	1,492	1,481	1,495	1,451	1,458	9～11小計	1,434	1,463	1,457	1,470	1,422	1,424
6～11小計	2,897	2,880	2,882	2,848	2,783	2,789	6～11小計	2,845	2,822	2,823	2,792	2,724	2,732
12～14小計	1,539	1,543	1,509	1,507	1,536	1,518	12～14小計	1,510	1,515	1,480	1,478	1,507	1,494
15～17小計	1,697	1,652	1,636	1,552	1,554	1,522	15～17小計	1,676	1,631	1,613	1,526	1,529	1,495
0～17計	8,336	8,237	8,179	8,172	8,112	8,035	0～17計	8,184	8,086	8,026	8,019	7,960	7,885

厚田地区							浜益地区						
年齢	R6年度 (参考)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年 度 (2028)	R11年 度 (2029)	年齢	R6年度 (参考)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年 度 (2028)	R11年 度 (2029)
0歳	2	4	4	4	4	4	0歳	1	2	2	2	2	2
1歳	5	3	6	6	6	6	1歳	0	1	2	2	2	2
2歳	7	5	3	6	6	6	2歳	4	0	1	2	2	2
3歳	6	7	5	3	6	6	3歳	0	4	0	1	2	2
4歳	8	6	8	5	3	6	4歳	5	0	4	0	1	2
5歳	9	7	7	7	5	3	5歳	3	5	0	4	0	1
0～2小計	14	12	13	16	16	16	0～2小計	5	3	5	6	6	6
3～5小計	23	20	20	15	14	15	3～5小計	8	9	4	5	3	5
0～5小計	37	32	33	31	30	31	0～5小計	13	12	9	11	9	11
6～8小計	13	16	21	23	21	19	6～8小計	13	13	14	8	9	4
9～11小計	11	14	11	12	16	20	9～11小計	15	15	13	13	13	14
6～11小計	24	30	32	35	37	39	6～11小計	28	28	27	21	22	18
12～14小計	15	15	13	11	13	11	12～14小計	14	13	16	18	16	13
15～17小計	9	8	12	13	12	10	15～17小計	12	13	11	13	13	17
0～17計	85	85	90	90	92	91	0～17計	67	66	63	63	60	59

3. 教育・保育給付対象事業

次ページには、旧行政区にもとづく提供区域3地区ごとの、計画期間内の量の見込みと確保方策を記載します。全体として、令和6年4月からの第2子以降の保育料無償化や女性の就業率の上昇等により、保育の需要は増える見込みとなっています。

確保の内容には、年度当初に、どのくらいの定員を確保するかという、年度ごとの目標となる数値を記載しています。教育・保育ニーズを踏まえた提供体制の確保を基本とし、就学前児童人口に大きな増減が生じた場合には、柔軟な対応ができるよう、人口や保育利用率等の推移を注視するものとします。

■石狩地区

課題：2号・3号の確保体制に不足があります。特に、緑苑台西地区の宅地造成等に伴う就学前児童数の増加の影響により、令和9年度以降の2号・3号定員の不足に対応していく必要があります。

確保方策：認定区分ごとの利用定員の変更（増加）、または利用定員の弾力的運用によって見込み量の受容に対応していくことを基本とします。一方、保育需要の増加に対応していくための保育士の不足が喫緊の課題となっていることから、これらの課題には速やかに総合的な対策を行い、安定的な教育・保育提供体制の構築を図ります。

■厚田地区・浜益地区

課題：厚田・浜益では、両地区の地域振興の観点から、保護者の就労ニーズや多様な働き方に対応していく必要があります。

確保方策：厚田保育園については、令和2年度から小規模保育事業（※）へ移行しました。

はまます保育園については、令和8年度から小規模保育事業（※）へ移行し、2歳未満のこどもの保育を提供していきます。

なお、3歳以上の教育・保育ニーズに関しては、特別利用地域型保育による受入を想定しています。

※小規模保育事業：少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。原則0～2歳児が対象です。

※各年4月1日見込み

事業量見込みと確保方策（教育・保育給付対象事業）

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度							
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号			
	3~5歳	合計	3~5歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計	3~5歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計	3~5歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計	3~5歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計	3~5歳	合計	0歳	1歳	2歳	
市全体	552	1,687	642	1,887	82	233	178	518	633	83	188	225	1,647	532	679	96	203	254	1,764	531	679	87	203	259	1,759	529	675	87	186	259	1,736	
①量の見込み （必要利用定員総数）	681	1,741	569	1,741	107	176	208	1,741	681	569	107	176	208	1,741	681	569	107	176	208	1,741	681	569	107	176	208	1,741	681	569	107	176	208	1,741
②確保 の内容	0	25	0	0	8	11	25	44	0	0	8	11	25	44	0	0	8	11	25	44	0	0	8	11	25	44	0	0	8	11	25	44
認可外保育 （へき地保育）	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	129	149	▲ 9	▲ 7	▲ 30	▲ 6	▲ 7	149	163	▲ 64	▲ 32	▲ 1	8	138	149	▲ 110	▲ 19	▲ 16	▲ 21	21	150	▲ 110	▲ 28	▲ 16	▲ 26	26	152	▲ 106	▲ 28	▲ 1	▲ 26	49
石狩	542	1,659	630	1,777	80	230	177	512	621	81	187	223	1,624	527	670	94	202	250	1,743	527	670	85	202	255	1,739	524	666	85	185	255	1,715	
①量の見込み （必要利用定員総数）	681	1,741	569	1,741	107	176	208	1,741	681	569	107	176	208	1,741	681	569	107	176	208	1,741	681	569	107	176	208	1,741	681	569	107	176	208	1,741
②確保 の内容	2	6	2	2	2	2	6	6	2	2	2	6	6	6	2	2	2	6	6	6	2	2	2	6	6	6	2	2	2	6	6	6
認可外保育 （へき地保育）	139	88	▲ 61	▲ 20	▲ 29	▲ 1	▲ 20	88	169	▲ 82	▲ 28	▲ 13	123	154	▲ 101	▲ 15	▲ 24	▲ 40	4	154	▲ 101	▲ 24	▲ 24	▲ 45	8	157	▲ 97	▲ 24	▲ 7	▲ 45	32	
②-①	2	20	12	3	2	2	2	19	12	2	1	2	19	1	9	2	1	4	17	1	9	2	1	4	17	1	9	2	1	4	17	
教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域型保育	3	19	6	10	19	3	19	19	3	6	10	19	19	3	6	10	19	19	3	6	10	19	3	6	10	19	3	6	10	19	19	19
認可外保育 （へき地保育）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	▲ 2	▲ 12	▲ 1	▲ 7	▲ 1	▲ 2	▲ 12	▲ 1	▲ 2	▲ 12	▲ 1	▲ 5	▲ 8	▲ 1	▲ 9	▲ 1	▲ 5	▲ 6	▲ 2	▲ 1	▲ 9	▲ 1	▲ 5	▲ 6	▲ 2	▲ 1	▲ 9	▲ 1	▲ 5	▲ 6	▲ 2	
①量の見込み （必要利用定員総数）	8	0	0	0	0	0	8	4	0	0	0	4	4	4	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	3	4	0	0	0	4	4	
教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育 （へき地保育）	64	70	64	6	64	6	70	70	64	6	64	6	70	70	64	6	64	6	70	70	64	6	64	6	70	70	64	6	64	6	70	70
②-①	▲ 8	64	0	0	0	0	62	▲ 4	0	3	3	13	15	▲ 4	0	3	3	13	15	▲ 3	0	3	3	13	16	▲ 4	0	3	3	13	15	

4. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

■事業内容

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、こどもや保護者、妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

基本型については、引き続き市役所に子育てコンシェルジュを配置します。

また、こども家庭センター型については、令和7年度は旧制度※において母子保健コーディネーターを配置して実施しますが、令和8年度からは全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関であるこども家庭センターを開設し、基本型とこども家庭センター型の連携により、利用者支援事業を実施していくこととします。

また、今後も児童館や地域子育て支援拠点とも連携し事業を実施していきます。

累計		単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	①量の見込み	ヶ所	1	1	1	1	1	1
	②確保の内容	ヶ所	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	①量の見込み	ヶ所		2※	1	1	1	1
	②確保の内容	ヶ所		2※	1	1	1	1

※旧制度／旧子育て世代包括支援センターと旧子ども家庭総合支援拠点でそれぞれ実施

(2) 延長保育事業

■事業内容

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間(11時間)を超えて保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

市内保育所(認定こども園保育所部含む)全園で実施しています。

教育・保育提供区域と同区分にて提供体制を考えるため、旧行政区別に現在の実施状況を継続します。

石狩地区	単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	465	491	489	535	533	524
②確保の内容	ヶ所	14	14	14	14	14	14
	人	1,025	1,066	1,066	1,066	1,066	1,066

厚田地区	単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	9	11	10	9	9	9
②確保の内容	ヶ所	1	1	1	1	1	1
	人	19	19	19	19	19	19

浜益地区	単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	1	3	1	1	1	1
②確保の内容	ヶ所	1	1	1	1	1	1
	人	70	70	19	19	19	19

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容と実施状況

市が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業内容と実施状況

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

(5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

■事業内容

保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後等一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

今回実施したニーズ調査等からも本市は両親がともに働いている割合は高く、また平成27年に利用できる学年が6年生まで拡大されたことに伴い、高学年での利用も年々増加していることから、今後利用者数がさらに増加することが考えられます。特に紅南小学校区、緑苑台小学校区、双葉小学校区において、定員超過が見込まれるため、受入れの弾力運用や余裕教室等の状況を把握し、定員の拡大、児童館ランドセル来館事業の拡大、クラブの増設を検討していきます。また、石狩の他地区においては、受入れの弾力運用や児童館等によるその他の放課後対策事業（放課後児童対策●ページ参照）により対応します。

厚田・浜益地区においては、保育所開放事業やミニ児童館事業により放課後の居場所機能を確保します（●ページ参照）。

石狩地区	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 1年生	215人	226人	226人	213人	223人	231人
2年生	230人	200人	194人	192人	183人	189人
3年生	120人	121人	129人	129人	125人	120人
4年生	59人	66人	60人	66人	69人	63人
5年生	18人	18人	21人	18人	20人	20人
6年生	3人	5人	8人	8人	7人	7人
① 量の見込み ※1	645人	636人	638人	626人	627人	630人
② 確保の内容 ※2	621人 (18クラブ)	640人 (18クラブ)	640人 (18クラブ)	640人 (18クラブ)	670人 (19クラブ)	670人 (19クラブ)

※1 小学校区ごとの内訳別途記載

※2 令和7年度以降の確保の内容については、受け入れの弾力運用及び児童館ランドセル来館事業の受け入れ人数を含みます。令和7年度：双葉小校区 20増（ランドセル来館+20）、令和8年度：紅南小校区 20増（放課後児童クラブ+20）、南線小校区 25減（放課後児童クラブ-45、ランドセル来館+20）、令和10年度：緑苑台小校区 40増

厚田地区	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2人	3人	3人	3人	3人	4人
②確保の内容	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)

浜益地区	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	2人	2人	2人	2人
②確保の内容	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)	0人 (0クラブ)

<石狩地区：量の見込み内訳>

小学校区	定員	区分	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
花川	50	1年生	18	25	20	22	25	28
		2年生	19	20	24	20	21	24
		3年生	15	10	12	15	12	13
		4年生	5	6	6	7	9	7
		5年生	0	1	1	1	2	2
		6年生	0	0	0	0	0	0
			57	▲ 12	▲ 13	▲ 15	▲ 19	▲ 24
生振	0	1年生	0	0	0	0	0	0
		2年生	0	0	0	0	0	0
		3年生	0	0	0	0	0	0
		4年生	0	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0
南線	185	1年生	78	68	71	56	70	60
		2年生	79	65	54	56	45	55
		3年生	31	30	33	28	29	23
		4年生	14	15	11	13	11	11
		5年生	6	4	5	4	4	4
		6年生	0	1	1	1	1	1
			208	2	10	27	25	31
花川南	100	1年生	43	39	48	39	36	37
		2年生	42	34	32	39	32	29
		3年生	13	25	22	21	26	21
		4年生	8	7	7	7	7	7
		5年生	1	1	1	1	1	1
		6年生	0	0	0	0	0	0
			107	▲ 6	▲ 10	▲ 7	▲ 2	5
紅南	75	1年生	29	34	30	38	38	27
		2年生	32	28	29	25	32	32
		3年生	12	16	18	18	15	19
		4年生	9	9	11	11	11	10
		5年生	4	4	5	5	6	6
		6年生	2	1	3	3	3	3
			88	▲ 17	▲ 21	▲ 25	▲ 30	▲ 22

第6章 量の見込みと確保方策

石狩八幡	25	1年生	4	6	6	3	2	4
		2年生	8	3	6	6	3	2
		3年生	8	6	3	7	5	3
		4年生	4	5	4	2	5	4
		5年生	2	3	3	2	1	2
		6年生	1	1	2	2	1	1
			27	1	1	3	8	9
緑苑台	90	1年生	21	31	30	32	29	50
		2年生	27	28	28	27	29	26
		3年生	26	20	26	26	25	27
		4年生	16	17	14	19	19	18
		5年生	4	4	4	3	4	4
		6年生	0	1	1	1	1	1
			94	▲ 11	▲ 13	▲ 18	▲ 17	▲ 36
双葉	50	1年生	22	23	21	23	23	25
		2年生	23	22	21	19	21	21
		3年生	15	14	15	14	13	14
		4年生	3	7	7	7	7	6
		5年生	1	1	2	2	2	1
		6年生	0	1	1	1	1	1
			64	▲ 18	▲ 17	▲ 16	▲ 17	▲ 18
計	575	1年生	215	226	226	213	223	231
		2年生	230	200	194	192	183	189
		3年生	120	121	129	129	125	120
		4年生	59	66	60	66	69	63
		5年生	18	18	21	18	20	20
		6年生	3	5	8	8	7	7
			645	636	638	626	627	630

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業内容

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

令和7年度より新たに里親を受け入れ先として契約し、利用者の利便性を向上させます。

	単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	11	15	15	15	15	15
②確保の内容	ヶ所	2	10	10	10	10	10
	人日	14	15	15	15	15	15

※「人日」は年間の延べ利用日数

(7) 乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）事業

■事業内容

保健師等の専門職員が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

母親のメンタルヘルス支援を重点に心身の健康状態と生活状況を把握し、個々に応じた生活や育児への支援を行っています。

できるだけ早期（概ね4週間）に全戸訪問ができるように、保健師等専門職の確保に努めます。訪問終了後も引き続き相談ができるよう、相談窓口の周知を図るとともに、支援が必要な保護者に対しては関係機関や地域が連携して支えています。

	単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	267 (268)	288	290	320	290	290
②確保の内容		全戸訪問の実施					

(8) 養育支援訪問事業

■事業内容

こどもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援を実施することにより、当該家庭において適切な養育の実施を確保すること等を目的とします。

乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）などをきっかけとして、養育支援が必要と考えられる家庭に対し、保健師等の専門職員が訪問指導を継続的に実施する事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭に対し、安定した妊娠、出産又は育児を迎えるための相談支援、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談支援などを行います。

実施に当たっては、石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）のケース対応会議を開催し、訪問支援の対象家庭の決定及び、具体的な支援の目標、支援の内容、期間、方法、訪問支援者等について支援計画を策定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	世帯	8	8	8	8	8
	回	45	45	45	45	45
②確保の内容		養育支援訪問が必要な全家庭				

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■実施内容と実施状況

石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

■今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

(10) 子育て世帯訪問支援事業

■実施内容と実施状況

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

■今後の方向性・確保方策

実施に当たっては、石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）において支援が必要とされた家庭に対し、養育支援訪問事業と連携し、訪問支援員による家事支援、育児・養育支援を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	世帯	8	8	8	8	8
	回	10	10	10	10	10
②確保の内容		子育て世帯訪問支援が必要な全家庭				

(11) 地域子育て支援拠点事業

■事業内容

乳幼児親子が、保育所や児童館など地域の身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や講習、育児相談等を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

どこにも通園していない乳幼児の保護者が、親子交流や育児相談、子育てに関する情報にふれるなど、子育て支援拠点が地域で担う役割は非常に重要です。

子育ての孤立化を防ぎ、子育ての不安感を軽減できるよう引き続き、実施していきます。

	単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回	1,266	1,229	1,245	1,352	1,322	1,285
②確保の内容	ヶ所	6	6	6	6	6	6
	人回	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439

※「人回」は年間の延べ利用回数

(12) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

■事業内容

通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

本市では、市内全園（認定こども園幼稚園部）において実施しています。

現行体制の維持を基本とします。

	単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	47,974	47,296	46,435	47,609	47,492	47,335
② 確保の内容	ヶ所	13	13	13	13	13	13
	人日	120,153	120,153	120,153	120,153	120,153	120,153

※「人日」は年間の延べ利用日数

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

■事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

市内3箇所の認定こども園（保育所部）とファミリー・サポート・センターで実施しています。現行体制の維持を基本とします。

	単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	981	908	904	951	940	926
	認定こども園（保育部）	242	173	172	181	179	176
	ファミリー・サポート・センター	739	735	732	770	761	750
② 確保の内容	ヶ所	4	4	4	4	4	4
	人日	6,134	6,662	6,662	6,662	6,662	6,662

※「人日」は年間の延べ利用日数

(13) 病児保育事業（病児・病後児）

■事業内容

病気・病気回復期の児童が家庭で保育を受けることが困難な期間において一時的に保育をする事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

市内認定こども園（保育所部）1ヶ所（病後児対象）とファミリー・サポート・センター1ヶ所（病児・病後児対象）で事業を実施しており、令和7年度より新たに市内クリニック内病児保育室1ヶ所（病児対象）で事業を実施します。

	単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	32	170	170	178	176	174
	認定こども園（保育所部）	12	151	150	158	156	154
	ファミリー・サポート・センター	20	19	20	20	20	20
② 確保の内容	ヶ所	2	3	3	3	3	3
	人日	1,214	2,236	2,236	2,236	2,236	2,236

※「人日」は年間の延べ利用日数

(14) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

■事業内容

乳幼児や小学生等の一時預かりや送迎など、子育てのサポートを「受けたい人（依頼会員）」と「できる人（提供会員）」からなる相互援助活動について、連絡・調整を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

「(12). 一時預かり事業 ②幼稚園以外での一時預かり事業と「(13). 病児保育事業（病児・病後児）」に分類しているものもあり、ファミリー・サポート・センター事業としての量の見込みを把握するため、他事業に分類しているものを合算しました。

現行体制の維持を基本とします。

	単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	1,046	1,018	1,017	1,047	1,034	1,023
	幼稚園以外での一時預かり	739	735	732	770	761	750
	病児・病後児保育事業	20	19	19	20	20	20
	ファミサポ事業（就学児）	310	264	266	257	253	253
② 確保の内容	人日	494	1,371	1,371	1,371	1,371	1,371

※「人日」は年間の延べ利用日数

(15) 産後ケア事業

■事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

「訪問型」は、北海道助産師会を通じて2か所の助産院に委託、「宿泊型」「日帰り型」は、2か所の産科医療機関に委託して実施しています。今後は、利用状況の推移を見ながら委託機関を増やすなど体制の確保に努めます。

「量の見込み」の算出等の考え方(手引き)の改訂後に、見込みを算出します。

(16) 妊婦健康診査

■事業内容

妊婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦健康診査の公費による一部負担（妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分）を実施する事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

標準的な妊婦一般健康診査14回及び超音波検査6回分の公費負担を継続します。妊婦の心身や家庭環境等の問題について、健診委託医療機関と連携を図って支援します。

		単位	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	一般健康診査	人回	3,080	3,226	3,248	3,584	3,248	3,248
	超音波検査	人回	1,440	1,555	1,566	1,728	1,566	1,566
	人数	人	277	288	290	320	290	290
②確保の内容			全ての妊婦に一般健康診査14回、超音波検査6回分助成					

※「人回」は年間の延べ利用回数

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

本市では、これまでに認定こども園化を計画的に進め、現在、幼保連携型認定こども園が13園、保育所型認定こども園が1園あり、その他に、地域型保育事業所が2ヶ所、へき地保育所が1園あります。これらの施設形態の違いを踏まえながら、必要に応じて小学校等との連携を図り、質の高い教育・保育を実施します。また、保育教諭及び保育士に対し、十分な研修と処遇の改善を行い、保育の質の確保に努めます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付を実施します。本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

7. 放課後児童対策

■放課後児童対策パッケージとは

国においては、平成30年9月策定の「新・放課後子ども総合プラン」（以下「プラン」という。）に基づき、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブの待機児童の早期解消に取り組むとともに、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進してきました。このプランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に事業の計画的な整備が進められてきたところです。

令和5年12月には、プランに引き続いて放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、令和5～6年度に集中的に取り組むべき対策を「放課後児童対策パッケージ」（以下「パッケージ」という。）としてとりまとめました。

パッケージには、放課後児童クラブを開設する場や運営人材の確保、適切な利用調整等の受け皿整備による待機児童の解消策や、放課後児童クラブの職員等の人材確保や研修の充実などにより、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策が盛り込まれています。また、あわせて、放課後児童対策を推進するにあたっての市町村・都道府県・国の役割や推進体制等についても整理されました。

令和6年度以降の放課後児童対策についても、パッケージに基づき両省庁の対策と合わせ、各自治体においても継続的かつ計画的な取組を推進することとしております。

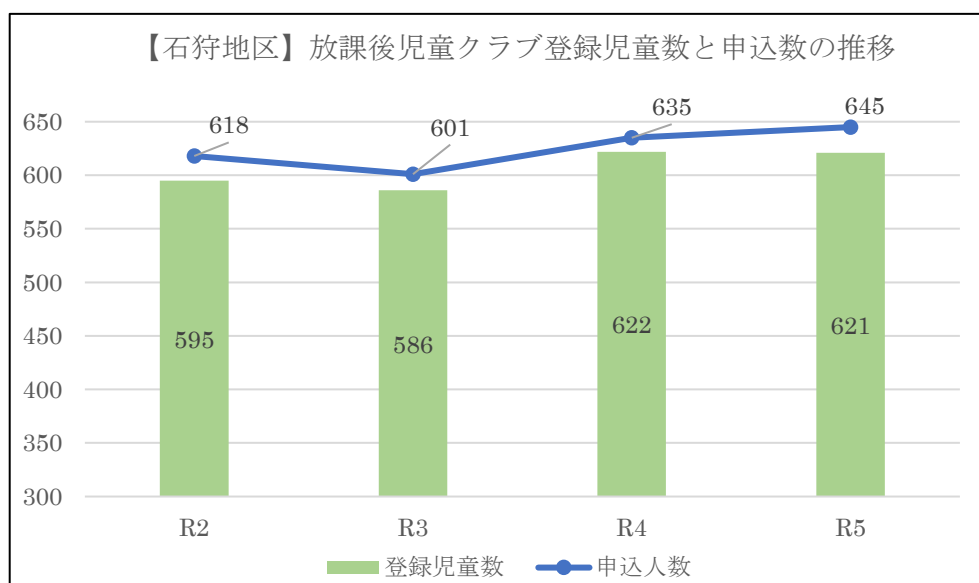
本市においても、国の方針に基づき、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進します。

■現状と課題

近年、女性活躍推進の機運が高まったことにより共働き世帯が増加しており、本市も例外ではありません。

保育所等を利用していただいていた保護者が、こどもが小学校に入学することで働き方の変更を強いられることがないように、保護者が安心して働き、すべてのこどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる支援体制の整備が求められます。

放課後児童クラブについては、慢性的な定員超過となっていた南線小学校区に、令和4年10月にオープンした大型児童センター「ふれあいの杜子ども館」内に放課後児童クラブを新設し、定員を増やしましたが、他の学校区で見込みを上回る申込により定員超過の状態となっています。



特に、放課後児童クラブが1か所しか設置がない双葉小学校区や児童館がない紅南小学校区では、年度当初に待機児童が発生しているため、早急な対策が必要です。また、新たな宅地造成が進む緑苑台小学校区では、保育ニーズの増加が見込まれており、それに伴って放課後児童クラブのニーズも同様に見込まれるため、待機児童対策が必要となってきます。

■実施事業と今後の方向性

(1) 放課後児童クラブ等の推進

①放課後児童クラブの拡充

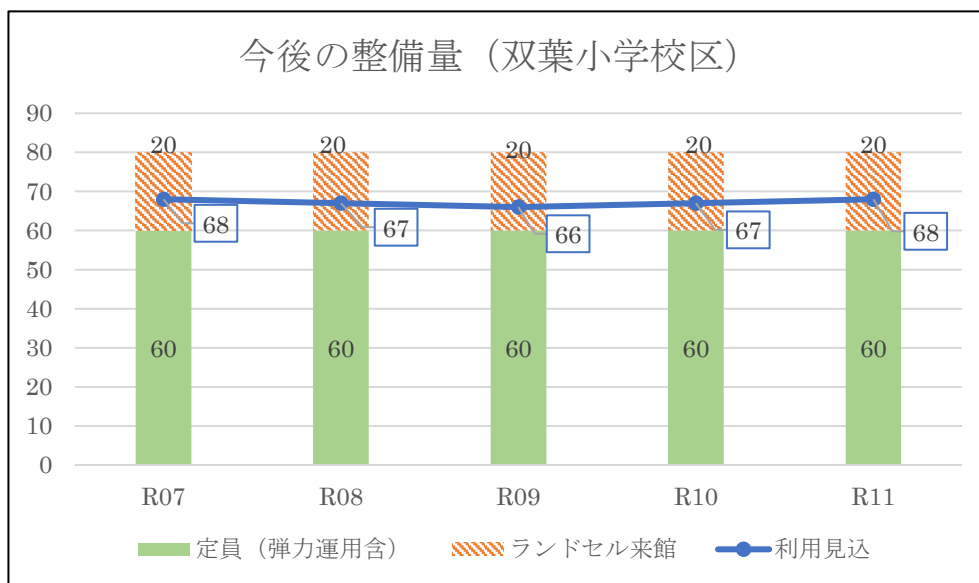
慢性的な定員超過解消のため、紅南小学校区に放課後児童クラブを増設するほか、今後、定員超過が見込まれる緑苑台小学校区にも放課後児童クラブを増設又は新設するほか、主に児童館機能がないエリアにおいては、放課後児童クラブの受入れの弾力運用により対応します。

②児童館ランドセル来館事業の拡充

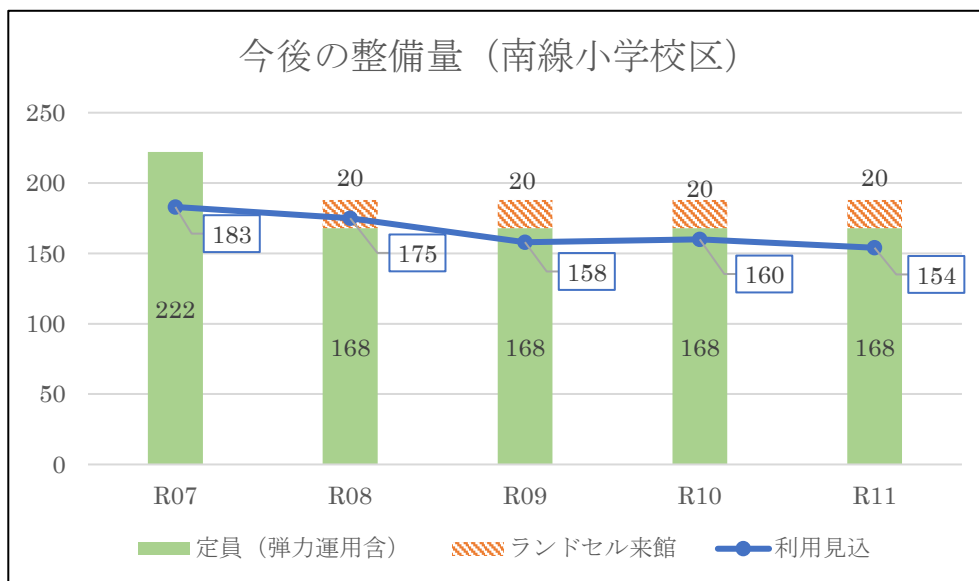
慢性的な定員超過が発生している小学校区のうち、児童館機能があるエリアにおいては、児童館ランドセル来館事業を実施することにより定員超過を解消します。

③こどもの自主性、社会性の向上を図ります。

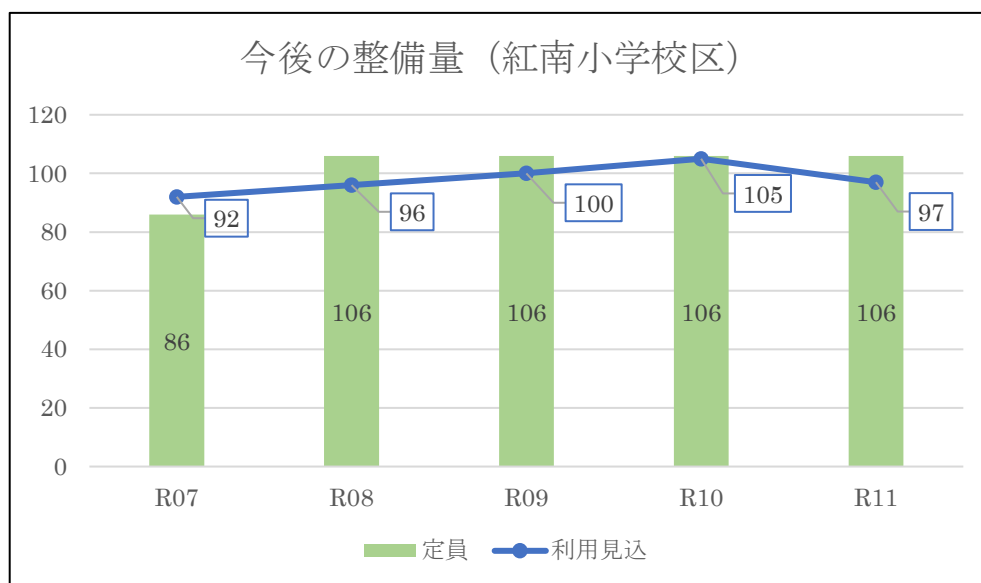
放課後児童クラブの生活において、基本的な生活習慣の習得に配慮し、行事や活動を通してこどもの自主性や社会性を育みます。



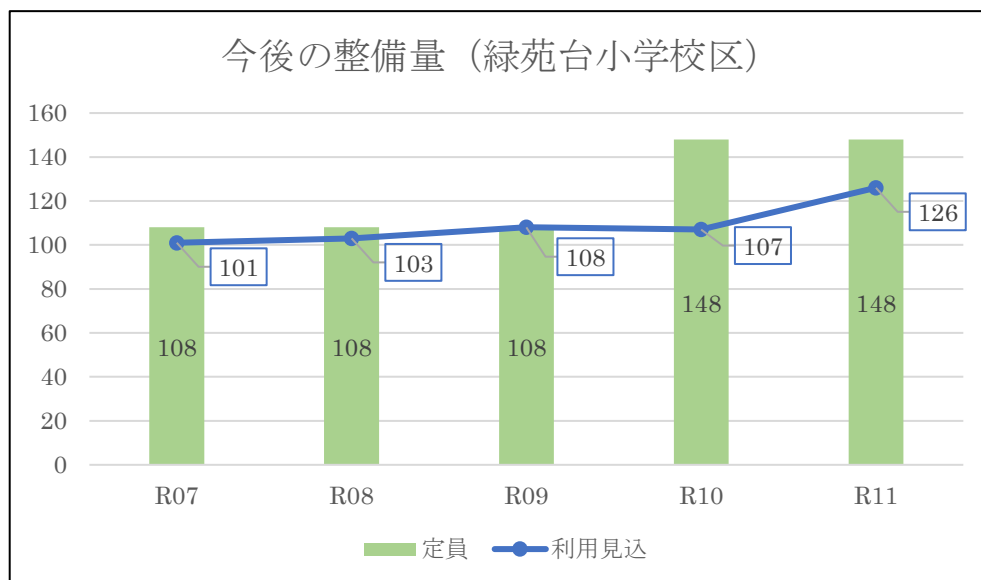
※R7年度 双葉小学校区 児童館ランドセル来館事業1増（20人増）



※R8年度 南線小学校区 放課後児童クラブ1減（1クラブ45人減）、ランドセル来館事業1増（20人増）



※R8年度 紅南小学校区 放課後児童クラブ 1増（1クラブ 20人増）



※R10年度 緑苑台小学校区 放課後児童クラブ 1増（1クラブ 40人増）

（2）児童館や放課後子ども教室等と一体または連携した取組の推進

①児童館の柔軟な運用

- ・児童館は、放課後のこどもの居場所として多様なプログラムを展開することで、館内の放課後児童クラブと一体として機能していきます。
- ・同一校区内の放課後児童クラブのこどもが児童館の多様なプログラムに参加できるよう連携した取組を推進します。
- ・放課後の居場所づくりの取組み全体を通じて、放課後児童クラブの利用数や配置の適正化を図ります。

②放課後子ども教室等

児童館のない校区等では、放課後子ども教室のほか、あいかぜ寺子屋など市独自の取組を

放課後子ども教室の類似事業として位置づけ、学校敷地内の放課後児童クラブと連携して進めます。

③厚田・浜益地区における放課後児童対策

一定のニーズがあると考えますので、厚田地区についてはシップミニ児童館、浜益地区については浜益子ども教室、両地区においては保育所開放事業を実施することで、放課後のこどもの居場所を確保します。

④地域や学校等と連携した居場所の検討

地域学校協働本部運営委員会において、地域や学校等と連携した放課後の居場所について、協議、検討します。

⑤すべてのこどもたちが安心して過ごせる居場所の提供

発達障がいやいじめ、不登校など特別に配慮を必要とするこどもたちを適切に支援するため、学校や家庭、関係機関などと協働体制を構築し、情報共有や連携をすることで、安心して過ごすことができる居場所とします。

放課後児童対策の校内交流型及び連携型目標事業量

小学校区	放課後児童クラブ	児童館・放課後子ども教室等	形態	目標年度
石狩八幡小	ファイトキッズクラブ	シップミニ児童館	連携型	実施済
花川小	花っ子クラブ	こども未来館	校内交流型	実施済
南線小	エースクラブ	ふれあいの杜子ども館	校内交流型	実施済
	にこにこクラブ		連携型	令和7年
	樽川スマイルクラブ		連携型	令和7年
花川南小	なかよしクラブ	花川南児童館	校内交流型	実施済
	にじいる南クラブ	あいかぜ寺子屋	校内交流型	令和7年
紅南小	げんきっ子クラブ	あいかぜ寺子屋	校内交流型	実施済
双葉小	ピノキオクラブ	花川北児童館	校内交流型	実施済

	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
校内交流型	6	6	6	6	6	6
連携型	1	3	3	3	3	3